文化交流創成コーディネーター/Intercultural Coordinator（ICCO）
資格認定制度規程

（目的）

第１条　日本国際文化学会（以下「本学会」という。）は、文化交流創成を促進し社会に貢献する実践者の育成に資するために、文化交流創成コーディネーター/Intercultural Coordinator（ICCO）資格認定制度（以下「本制度」という。）を設け、所定の資格要件を満たした者に文化交流創成コーディネーター/Intercultural Coordinator（ICCO）資格（以下「本資格」という。）を認定する。

（運営組織）

第２条　本学会は、本制度運営のために以下の委員会と事務局を設置する。

（１）文化交流創成コーディネーター資格認定制度教育プログラム参加認定委員会

（２）文化交流創成コーディネーター資格認定制度資格審査委員会

（３）文化交流創成コーディネーター資格認定制度運営事務局

第３条　第２条で定める委員会と事務局の役割と委員の任命については、以下の各項により定める。

（１）文化交流創成コーディネーター資格認定制度教育プログラム参加認定委員会（以下「教育プログラム参加認定委員会」という。）は、教育プログラム参加申請を審査、承認し、本学会常任理事会に報告する。教育プログラム参加認定委員会の委員は、本学会常任理事会が本学会の会員と教育プログラム参加大学の中から委嘱する。委員定数は３名から５名とし、任期は２年とする。再任は３期までとする。委員会の細則を別に定める。

（２）文化交流創成コーディネーター資格認定制度資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）は、本資格の申請を審査、認定し、本学会常任理事会に報告する。資格審査委員会の委員は、本学会常任理事会が本学会の会員と教育プログラム参加大学の中から委嘱する。委員定数は３名から５名とし、任期は２年とする。再任は３期までとする。委員会の細則を別に定める。

（３）文化交流創成コーディネーター資格認定制度運営事務局（以下「運営事務局」という。）は、本制度運営の実務を担当する。運営事務局は、本学会常任理事会が本学会の会員の中から担当者を委嘱する。

（教育プログラム参加大学）

第４条　大学、学部、学科、大学院研究科、専攻、専修課程、コース等の大学教育組織は、本制度に参加するために、本資格に必要な科目履修を提供する教育プログラム参加認定を申請し、教育プログラム参加認定委員会が、同委員会の定める審査基準により審査し、承認する。

２　教育プログラム参加大学は、資格制度維持協力金 4 万円を年度ごとに本学会に納入する。

３　教育プログラム参加申請の申請書と必要書類は教育プログラム参加認定委員会が定める。

（短期集中セミナー）

第５条　本学会は、教育プログラム参加大学との協力により、文化交流創成の体験型学習の機会として短期集中セミナーを毎年開催し、受講した学生から修了報告書を受け、修了証を発行する。

２　本資格を取得しようとする学生は、短期集中セミナーを受講することが望ましい。

３　本資格を取得しようとする学生が、個別の事情によって短期集中セミナーを受講できない場合には、文化交流創成の体験型学習の実績について記載した学習活動報告書を提出しなければならない。

４　短期集中セミナーの開催要領等は、本学会常任理事会において定める。

（資格認定申請）

第６条　本資格を取得しようとする学生は、教育プログラム参加大学において教育プログラム認定科目を履修し、所定の成績で所定の単位を修得していなければならない。

２　本資格認定の申請は、希望する学生本人が、所定の方法により所定の書類および情報を資格審査委員会に提出することにより行う。

３　申請者は、審査手数料 5,000 円を納入し、納付を証明する書類の写しを申請の際に提出する。

４　申請期間は、本学会常任理事会が定める。

５　申請の方法、申請の際に提出すべき書類および情報、審査手数料、申請期間は、本学会常任理事会が定める。

（資格認定審査）

第７条　資格審査委員会は、提出された書類および情報の審査により、所定の成績で所定の単位を修得し、かつ、短期集中セミナーまたはそれに準ずる申請者自身の学習活動により実践学習の成果を収めていると判定した者に対して、本資格を認定することを決定する。

２　認定された者に対して、文化交流創成コーディネーター認定証を交付する。

３　審査基準は資格審査委員会が別に定める。

（運営経費）

第８条　本制度の運営経費は、教育プログラム参加大学による資格制度維持協力金と申請者による審査手数料をもって、これにあてる。

２　運営経費の管理は運営事務局が担当し、本学会の常任理事会が責任を持ち、会計監査は監査役が行う。

（規程の改廃）

第９条　本規程の改廃は、本学会常任理事会の議によるものとする。

付則　本規程は、2014 年 7 月 6 日より施行する。

付則　本規程は、2016 年 7 月 16 日より施行する。

付則　本規程は、2018 年 1 月 6 日より施行する。

付則　本規程は、2026 年 1 月 12 日より施行する。